

# 舞鶴市企業立地経営円滑化補助

## (水道の大口需要者への支援)

1ヶ月の水道使用水量が 20,000 m<sup>3</sup>を超える大口需要者として個別需給給水契約を締結されている企業に対し、水道料金の軽減に加え、さらに水道料金の一部を補助します。

制度の名称	舞鶴市企業立地経営円滑化補助
補助対象者	以下の①～③の要件を満たす企業であること ① <u>製造業その他市長が特に認める業種</u> であること ② <u>舞鶴市水道事業給水条例第 23 条の 2 の規定に基づき、個別需給給水契約を締結していること</u> ③ <u>市税を滞納していないこと</u>
補助対象経費	1ヶ月当たりの使用水量が 20,000 m <sup>3</sup> を超える月の水道料金で、期限内に納付されたもの
補助率	以下の①と②の合計額 ① <u>補助対象経費の総額に 10 分の 1 を乗じて得た額</u> ② <u>1ヶ月当たりの使用水量が個別需給給水契約で定められる基準水量を超える部分の使用水量に、1m<sup>3</sup>当たり3円を乗じて得た額に 10 分の 9 を乗じて得た額</u>
補助金の申請時期	上期(3月分～8月分)と下期(9月分～2月分)の年2回
補助金交付の流れ	① 個別需給給水契約の締結[上下水道部] 舞鶴市上下水道部と個別需給給水契約を締結 ② 認定申請 個別需給給水契約締結時に交付される「個別需給給水契約決定通知書」の写しとともに、市へ「舞鶴市企業立地経営円滑化補助認定申請書」を提出 ⇒ 補助対象となる場合、市から「認定通知書」を交付 ③ 交付申請 上期(3月分～8月分)及び下期(9月分～2月分)の水道料金支払い後、市へ「舞鶴市企業立地経営円滑化補助金交付申請書」を提出 ⇒ 市で申請内容を確認・精査し、問題がなければ補助金の交付決定及び金額の確定を実施 ④ 市からご指定の口座へ補助金を入金
留意事項	1ヶ月の使用水量が 20,000 m <sup>3</sup> 以下の月がある場合、その月分の水道料金は補助対象外となりますので、補助対象経費から控除して申請してください。

※詳細については、産業創造・雇用促進課までお尋ねください。

舞鶴市産業創造・雇用促進課

TEL 0773-66-1021

FAX 0773-62-9891